えんくるり事業ニース

No. 3 平成29年5月祭行 島取県社会高社協議会 地域高社部 TEL0857-59-6337



~事業の円滑な寒施に向けて~

事業説明会を開催しました



4月12日、新規にえんくるり事業の参加を検討されている社会福祉法人に向けた事業説明会を開催しました。23法人31人の参加をいただき、事業の概要、運営のガイドライン等について説明しました。深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事案に対応していく機能が求められている昨今、社会福祉法人が種別の枠を超え、それぞれが持つ強みを活かして、様々な人の「困った」「助けて」の声をキャッチし支援していける仕組みづくりをみなさんと進めていきたいと考えています。

(5月1日現在の参加法人数:34法人)

この事業は「地域における公益的な取組」に 該当するのか。

えんくるり事業は平成28年改正社会福祉法第24条第2項の「地域における公益的な取組」の要件に合致するよう企画しています。

多くの法人 のご参画を お待ちして おります

第1回運営委員会を開催しました

4月24日、第1回運営委員会を開催しました。事業の運営に関すること、基金の有効活用や支援の枠組み等について活発な協議をいただきました。運営委員会は、事業運営の全般について協議し、要領の改廃に関すること等を決定する機関であり、委員は参加法人を代表する方、行政関係者、学識者で構成しています。多様化する社会のニーズに対応できるよう、運営委員会で出されたご意見やご要望をもとに、包括的な支援体制の構築と円滑な事業運営を行っていきたいと考えています。



【協議内容と結果】

- (1)経済的援助による支援限度額の設定について⇒支援限度額の5万円については承認。支援対象の明確化については再検討。
- (2)社会資源開発事業の実施スケジュールについて⇒6月頃から市町村域等における法人・施設連絡会を開催し、企画事業の提案・実施に向けて準備することで承認。
- (3) **緊急一時避難場所確保事業の実施に向けて**⇒受け入れに当たっての様々な課題やリスクについて整理し、受け入れの際の条件整備や情報提供について施設に確認調査を行いながら進めていくことで承認。
- (4)個人情報取扱業務概要説明書兼同意書について⇒各法人で活用いただけるよう参考様式を作成し承認。参加法人に配布するとともに「各種様式・運営のガイドライン」に該当様式を追加。

★鳥取県社会福祉協議会ホームページをご覧ください★

- 〇平成28年度の事業報告・平成29年度の事業計画を掲載します
- 〇各種様式・運営のガイドラインを掲載しています



をクリック!!

平成29年度 えんくるり事業スケジュール

月日	事項
4月10日	損害保険等への加入(えんくるり相談員)
4月12日	えんくるり事業説明会(新規参加法人向け)
4月24日	第1回えんくるり事業運営委員会(限度額の設定等)
5月上旬	参加法人への事業報告及び決算、事業計画及び予算の報告
5月15日	生活困窮者自立支援機関担当者連絡会(東部・中部)で事業説明
5月25日	生活困窮者自立支援機関担当者連絡会(西部)で事業説明
5月頃	緊急一時避難場所確保事業 受入施設確認調査
6月7日	相談員研修会(任意:CSW研修①)
6月22日	第1回相談員連絡会(事例検討、生活保護制度の理解)
6月頃	市町村域等における法人・施設連絡会の開催(~9月頃)
6月頃	緊急一時避難場所確保事業の開始
7月4日	相談員研修会(任意:CSW研修②)
7月上旬	分担金根拠(平成28年度資金収支計算書)の提出
7月中旬	平成29年度分担金請求
7月下旬	平成29年度分担金納入
8月3日	相談員研修会(任意:CSW研修③)
9月中旬	第2回相談員連絡会(事例検討、生活福祉資金貸付事業の理解)
10月	第2回えんくるり事業運営委員会(中間報告、社会資源開発事業)
12月中旬	第3回相談員連絡会(事例検討、生活困窮者自立支援制度の理解)
12月	第3回えんくるり事業運営委員会(次年度分担金)
1月	次年度分担金の通知
2月	第4回えんくるり事業運営委員会(社会資源開発事業)
3月	次年度相談員の照会
適宜	個別訪問による事業案内、事業説明

相談員の研修・連絡会を開催します ぜひご参加ください

【相談員の役割について】

- ①要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、参加法人と連携し、 原則として相談者と面談したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてサポート会議 を開催し、支援目標や計画等を作成しながら課題解決に向けて支援します。
- ②保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等と連携し、地域の要支援者に対して相談支援 活動を継続的に行うものとし、福祉分野や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を 取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用したりするとともに、生活状況が 逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行います。

相談員には課題解決のための専門的な知識が求められます。研修等により対応力を身につけ、 ともに学ぶ他の相談員と交流を図りながら今後の支援に活かしましょう!

相談員連絡会

- ①6月22日(木)【生活保護制度について·支援事例検証】 ②9月中旬頃を予定【生活福祉資金貸付事業について·支援事例検証】 ③12月中旬頃を予定【生活困窮者自立支援制度について·支援事例検証】

CSW(コミュニティソーシャルワーク)研修(任意受講)

- ①6月7日(水)【地域福祉論(講師:同志社大学 准教授 永田祐氏)】
- ②7月4日(火)【ケアマネシ・メル論(講師:森本外科・脳神経外科医院 主任介護支援専門員 田中大造 氏)】
- ③8月3日(木) 【コミュニティソーシャルワーク論(講師: 同志社大学 准教授 永田祐氏)】

